R8 年 10 月　　茅ケ崎支援学校　保健チーム

溶連菌感染症の出席停止期間について

溶連菌感染症は「学校保健安全法」にて「学校感染症第三種、その他の感染症」に分類されています。その出席停止期間は、医師からの指示を受け、校医等に相談の上、校長が決定します。インフルエンザのように「発症後○日まで」といった一律の出席停止期間が決められているわけではありません。

本校では冊子「学校において予防すべき感染症の解説（公益財団法人 日本学校保健会発行）」を参考に、以下の目安（条件、内容）に沿って出席停止扱いとしています。感染拡大を防ぐため、体調がしっかりと回復してからの登校をお願いします。



【溶連菌感染症 出席停止期間】

条　件	内　　容
抗菌薬での治療	＊医療機関を受診し、診断を受けること ＊処方された抗菌薬の服薬開始後 **24 時間以上が経過**していること ＊症状が改善しても、**処方された薬は飲み切る**こと
登校再開の目安	＊発熱や咽頭痛などの主症状が改善し、**全身状態が良好**であること （普段と変わりない様子まで回復していること）
出席停止の扱い	＊本校では、上記の期間を出席停止扱いとする （回復するまで、自宅で安静に過ごしましょう）
本校での運用	＊大きな流行がみられる場合、校医等と相談の上、出席停止期間を延長することがある ＊登校許可書は必須ではないが、流行の様子や症状によっては、医師の確認を必要とする場合がある（都度連絡します）

神奈川県立茅ケ崎支援学校作成　無断転載禁止